

1. 家庭での対応(保護者)

(1) 登校前

- ・毎朝、体調確認を行い「けんこうかんさつきろく」に記入をして、子どもに学校へ持たせる。寄宿舎生は登校前に寄宿舎職員が確認し記入する。(資料1)
担任は登校後すぐに記入内容を確認し、体温の記載が無い場合、速やかに保健室で検温する。
- ・平熱にかかわらず、37.5℃以上を発熱とみなし登校を控える。平熱が35℃台等低めの場合は、37.5℃以下でも発熱(おおむね平熱プラス1℃)とみなし、同様の対応とする。(学校医の指示)扱いは「出席停止」とし、感染予防のため、登校を控える場合も「出席停止」とする。
- ・家族の健康状態についても、発熱や風邪症状が見られるときは記入する。
- ・可能な限りマスクを着用して登校する。

(2) 下校後

- ・帰宅後や食事前の手洗い、感染症に対する抵抗力を保つ生活習慣で過ごせるように務める。
- ・体調の変化があれば、医療機関を受診し、学校への連絡をする。

2. 学校生活での対応

(1) 衛生管理

- ・校内外を問わず外から教室に帰ってきたときはハンドソープを使用した手洗い、アルコールの手指消毒を行う。給食前の手洗い、消毒を徹底する。
- ・各クラスで手洗い、咳エチケット、抵抗力を高める身体づくり等の指導を児童生徒の発達段階に応じて行う。
- ・可能な限りマスクを着用する。マスクが出来ない児童生徒は、距離を取って接する等工夫する児童生徒同士の密着は防ぐよう努力する。また、短時間でも着用する意識をつけられるように担任からも指導し、保護者にも協力を依頼する。
- ・各教室、洗い場のある特別教室にはハンドソープを設置する。
- ・アルコールは各教室手指消毒のみにする。物品には希釈した次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用する。
- ・1時間に最低1回、5分程度の換気をする。

(2) 体調管理

- ・発熱による帰宅依頼の基準は、上記の「1 家庭での対応」と同様とし、管理職、養護教諭と相談して帰宅依頼する。
- ・普段と違う様子があれば、早めに保護者に連絡をし、対応を相談する。
- ・医療的ケアの児童生徒等、感染により重症化しやすい児童生徒については、保護者、主治医と連携し、一定の基準を設け、健康管理についての判断を共有する。(資料2)
- ・学校にいる間、咳、倦怠感、鼻水、咽頭痛、元気がない、等の症状が見られる場合はこまめな検温、健康観察を行い、保護者と連絡をとる。

(3) 授業の実施について

- ・授業の実施については（資料3）を参考にして判断する。
- ・指導者を含む10人以上の集団で集まる機会、直接の接触は避ける。
- ・可能な限り一定の距離（2mほど）を保ち、換気をしながら授業を実施する。
- ・学部間の交流は5月末までを目途に中止とする。（期間の延長あり）
- ・調理実習等の調理活動、食育の体験学習も同様の対応とする。6月以降は年間指導計画に基づいて「調理に関するガイドライン」に沿って実施する。
- ・肢体不自由の児童生徒への対応では、1人の児童生徒を介助した後、別の児童生徒に接する前に手指消毒を行う。
- ・低学年や実態に応じて密着に接触する可能性がある場合も、対応は肢体不自由の児童生徒と同様に行う。

(4) 給食について

- ・給食前の手指消毒を十分に行い、使用する配膳台、用具等の衛生管理にも配慮する。
- ・摂食の介助は手袋をして行う。
- ・児童生徒による配膳等の当番活動は、5月末を目途に見合わせる。
- ・給食は接近して対面で食べないようにする。2mほどの距離を保つ。（児童生徒の多い教室では1m以上の距離を取る）。
- ・医療的ケアの児童生徒の在籍する学級では、シリンジ等の使用後の衛生管理に注意する。

3. スクールバスについて

- ・乗車前に児童生徒はバスに備えたアルコールで手指の消毒を行う。
- ・スクールバス運行中は安全に配慮しながら可能な範囲で換気を行う。
- ・下車後は30分ほどの換気を行い、手すり等を塩素消毒する。
- ・登校時は、学校へ到着した際には、1台ずつ全員が下車をしてから順次下車する。
- ・下校時は、小学部(14:35)、中学部(14:40)、高等部(14:45)に教室を出て順次乗車する。
- ・事業所を利用する児童生徒は14:55を目途に教室を出る。

4. 教職員の対応について

- ・教職員は新型コロナウイルス感染症に対して、正しい知識をもち、基本的な感染症対策を行えるように努める。
- ・偏見、いじめ、差別等が生じないよう児童生徒の人権に十分に配慮した指導を心がける。
- ・出勤前に検温をして体調確認してから出勤する。
- ・勤務中はマスクを着用する。

5. 消毒について

- ・授業時間中に塩素消毒をした場合、塩素を使用した部分は水で拭き取りする。拭き取りに使用した雑巾は洗って乾かしてから再度使用可能。
- ・児童生徒が下校後、毎日、トイレの便器、ドアの入り口、蛇口、机、椅子、手すり等よく触れる箇所を塩素消毒する。
- ・音楽室、美術室、プレイルーム等の様々な学級が使用する教室や廊下の手すり等の消毒は、各学部で担当場所を分担し、教職員がローテーションで清掃する。